

むつ市重度心身障害者医療費支給条例

昭和50年6月30日公布

むつ市条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者の健康を保持するため、その医療費の一部を支給することにより自己負担の軽減とその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により重度心身障害者医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、むつ市に住所を有し、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくはその被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院、社会福祉施設等に入院又は入所する前の居住地が青森県に属しない市町村である者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。）
- (2) 青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱（平成15年8月15日制定）による愛護手帳の交付を受け、青森県愛護手帳交付実施要領（平成9年3月3日制定）3による「A」に該当する者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による1級に該当する者

（支給の制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除くものとする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の国民年金法第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。

- (1) その者の前年の所得（1月から9月までの間の受診分については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えて適用される国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（以下「読替え後の旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、読替え後の旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。
- (3) 対象者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった前々年）に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第1項第2号に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超えるとき。
- (4) 対象者が65歳以上で、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の特例で定めるところにより当該市町村

民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。)に該当しない場合

2 前項第1号又は第2号に規定する所得の範囲及びその額等の計算方法は、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令第6条及び読替え後の旧政令第6条の2の規定の例による。

(受給者証等)

第4条 市長は、対象者又は対象者の父母、配偶者、親権を行う者、未成年後見人、補助人、保佐人、成年後見人その他の者で現に対象者を扶養し、かつ、生計を維持する者(以下「保護者」という。)に対し、規則の定めるところにより医療費の支給を受ける資格を証する受給者証等を交付するものとする。

(医療費の支給)

第5条 市長は、受給者証等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、健康保険法(大正11年法律第70号)及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額のうち、国民健康保険法、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関して負担すべき額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。))が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額に相当する額(以下「支給額」という。)を支給するものとする。

(1) 対象者が国民健康保険法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。

(2) 対象者が社会保険各法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯非課税者以外の対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の適用を受けるとした場合に同項の規定により負担することとなる額

から同法第84条の規定により算定した高額療養費に相当する額を控除した額を支給額から控除した額を支給する。

(支給額の決定及び支給方法)

第6条 前条の規定による医療費の支給は、規則の定めるところによる申請に基づき、市長がその内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法の被保険者に係る医療費（国民健康保険法第53条の規定による保険外併用療養費、同法第54条の規定による療養費、同法第54条の2の規定による訪問看護療養費及び同法第54条の3の規定による特別療養費を除く。）の支給にあつては、市長は当該医療を受けた者が当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき費用をもって支給額とし、その者に代わり当該保険医療機関又は保険薬局に支払うものとする。

(支給の期間)

第7条 支給の期間は、対象者が受給資格の要件を満たすこととなった日から受給資格の要件を欠くに至った日までとする。

(届出の義務)

第8条 対象者又は保護者は、規則で定める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療費の返還)

第10条 市長は、対象者の医療に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度において、この条例に定める医療費の支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為により、この条例による医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。
(川内町、大畑町及び脇野沢村の編入に伴う経過措置)
- 2 川内町、大畑町及び脇野沢村の編入の日前に、川内町重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年川内町条例第15号)、大畑町重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年大畑町条例第28号)又は脇野沢村重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年脇野沢村条例第12号)の規定によりなされた申請その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(昭和59年12月22日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年9月16日条例第16号)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月29日条例第18号)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第29号)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日条例第32号）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日条例第30号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月15日条例第19号）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月11日条例第102号）

この条例は、平成17年3月14日から施行する。

附 則（平成17年7月21日条例第144号）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の療養又は医療の給付に係る医療費について適用し、施行日前の療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第28号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定中「670万円」を「600万円」に改める部分、第5条第1項各号の改正規定及び第6条第2項の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例第5条第1項各号列記以外の部分の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前の療養又は療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月30日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置等)
- 3 この条例の第2条の規定による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、平成20年4月1日から適用し、同日前に受けた療養又は医療の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年9月18日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則 (平成21年12月17日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月28日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

3 第2条の規定による改正後のむつ市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、平成22年4月1日から適用し、同日前の療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月20日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。